

平成27年(2015年) 3月9日

豊中市長 浅利 敬一郎 様

豊中市廃棄物減量等推進審議会
会長 小幡 範雄

再生資源等の持ち去り行為に対する条例による規制等その対応について(答申)

平成26年(2014年)9月25日付で、本審議会に対して意見を求められた事項について、別紙のとおり答申します。

1. はじめに

豊中市では、平成 24 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「第 3 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第 3 次豊中市ごみ減量計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働とパートナーシップによりごみ減量の取組みを進めており、平成 24 年度からの家庭系ごみにおける新分別収集の開始等により、資源化量の増加及びごみの減量に関して一定の成果が見られるところです。

その一方で、市民から排出されている再生資源の一部や粗大ごみが、行政による回収の前に排出場所から持ち去られる事例が多数発生しており、再生資源収集量や資源化率に影響が生じることで行政の回収制度に対する信頼が損なわれ兼ねない状況となっています。

持ち去り行為に関しては、全国的にも同様の問題が発生しており、条例による規制等の対応を実施している自治体もあります。

豊中市においても、再生資源等の持ち去り行為に対し、条例による規制等の対応を行っていく必要があるとの考えのもと、豊中市における対応方策について本審議会への諮問がなされたものです。

本審議会においては、豊中市での持ち去り行為の現状や、他の自治体での対応の状況を踏まえ、条例による規制を含めた対応方策について審議を行いました。

2. 審議経過

審議会においては、豊中市での持ち去り行為の現状や他の自治体における対応の状況を確認した後、持ち去り行為を抑止するための対応策について、現行の「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正することによる規制の内容や実効性を高めるための方策について審議を行いました。

3. 審議結果

持ち去り行為への対策について審議した結果は以下のとおりです。

(1) 持ち去り行為を抑止するための対応について

「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正を行い、再生資源等の持ち去

り行為を禁止する規定を設ける。また、条例による規制の実効性を高めるため、事前周知活動を展開するとともに、パトロールの実施や、持ち去り行為を禁止する旨記載した看板の設置等の対応を行う。

(2) 条例における規制の内容について

- 1) 条例による規制に関し、規制する対象物については、現在持ち去りの実態が見られるものに限定し、最小限に設定することとし、市又は市が委託する業者若しくは再生資源集団回収登録行商者以外の者が、所定の集積場所から、規制対象物である空き缶（危険ごみを含む。）、紙類、粗大ごみ、金属類（電気機械器具を含む。ただし、粗大ごみに該当するものを除く。）を無断で持ち去る行為を禁止する内容の規定とする。
- 2) 市は、持ち去り行為を行った者に対して、持ち去りを止めるよう警告や命令を行うことができる旨定める。
- 3) 禁止命令を受けたにもかかわらず、その後も持ち去りを繰り返した場合には、罰則規定に基づき、罰金を科すことができるとの規定をおく。
- 4) 企業の従業員等がその事業活動の一環として違反行為を行ったときは、事業主である法人又は個人にも罰金を科すことができる旨定める。

なお、本審議会において、生活困窮者への対応について留意すること、また罰則等の適用については慎重かつ最小限に留め、持ち去り行為を未然に防止するための周知や啓発を主に進めるように留意されたいとの意見が出されたことを付記します。

資料 1 審議会開催状況

■ 第 9 期豊中市廃棄物減量等推進審議会開催経過

会 議	開 催 日 程	内 容 等
第 2 回	平成 26 年 (2014 年) 9 月 25 日 (木)	<p>(1) 再生資源等の持ち去り行為に対する条例による規制等その対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長からの諮問 ・ 審議会のスケジュールについて ・ 前回審議会での意見について ・ 再生資源等の持ち去り禁止規定の条例の方向性について (論点整理) <p>(2) 第 3 次ごみ減量計画に関する施策の進捗状況について</p>
第 3 回	平成 26 年 12 月 25 日 (木)	<p>(1) 再生資源等の持ち去り行為に対する条例による規制等その対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例化の概要について (第 2 回審議会での確認事項等) ・ 条例による規制対象行為について ・ 本市が考える実効性を高める取組み (抑止策) (案) について
第 4 回	平成 27 年 (2015 年) 2 月 26 日 (木)	<p>(1) 再生資源等の持ち去り行為に対する条例による規制等その対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申 (案) について

資料2 審議会委員名簿

(敬称略・規則順・50音順)

		氏名	所属・勤務先	備考
学識経験者	1	浅利 美鈴	京都大学環境科学センター 助教	
	2	小幡 範雄	立命館大学政策科学部 教授	会長
	3	渡辺 信久	大阪工業大学工学部 教授	副会長
市民	4	井上 巖	公募市民	
	5	笹 弘文	公募市民	
	6	新開 悦子	特定非営利活動法人 とよなか市民環境会議アジェンダ21	
	7	中澤 和子	とよなか消費者協会	
	8	長谷川 清道	公募市民	
	9	森田 一夫	廃棄物減量等推進員	
事業者	10	神保 利博	日本チェーンストア協会関西支部 株式会社阪食総務部 部長	
	11	東 能久	豊中商工会議所 事務局長	
	12	福田 秀樹	大阪国際空港ターミナル株式会社 取締役保全部長	
※1	13	米田 弘樹	協同組合大阪再生資源業界近代化協議会	
※2	14	澤村 正良	豊中環境事業協同組合	
※3	15	下 克義	連合大阪豊中地区協議会 (豊中市従業員労働組合執行委員長)	

※1 再生資源業者

※2 廃棄物処理業者

※3 市長が特に必要と認める者